

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南知多町は、国民健康保険事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南知多町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事業に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険に関する事務は、国民健康保険法に基づき実施されるものであり、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的に行うもの、加入者の資格の取得及び喪失、保険税の賦課、医療費等の事務を行うもの。また、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により行われている。</p> <p>本町においては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①区域内に居住する者で政令に定めるものに対し、資格の取得及び喪失 ②区域内に居住し、国民健康保険の資格を有する者の保険給付 ③区域内に居住し、国民健康保険の資格を有する者の保険税の賦課徴収 ④「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行うこととする。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険税システム 国民健康保険システム 国民健康保険給付システム 収納消込/滞納管理システム 国民健康保険市町村事務処理標準システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 (※標準化前、標準化後で変更なし)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険税賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収納ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 (オンライン資格確認) 番号法第9条第1項 別表44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項、第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表70の項 (情報提供の根拠) 番号法 第19条第8号主務省令第2条の表 2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課、厚生部 住民課
②所属長の役職名	税務課長、住民課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 税務課、厚生部 住民課 住所: 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号: 0569-65-0711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課、厚生部 住民課 住所: 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号: 0569-65-0711
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、特定個人情報の取得時にはダブルチェック等を行い、情報の誤りが無いか確認を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行う。システム内での管理及び権限付与の制限をする。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	国民健康保険税システム、国民健康保険システム、国民健康保険給付システム	1. 国民健康保険税システム 2. 国民健康保険システム		
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	固定資産税システム	1. 固定資産税システム		
令和1年6月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)賦課基本ファイル (2)介護基本ファイル	(1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル		
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一「16, 30」	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項		
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークの利	番号法第19条第7項 別表第二「1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 28, 29, 30, 33, 39」	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	住民課長 宮地 廣二、税務課長 柴田 幸員	税務課長、住民課長		
令和1年6月28日	IV リスク対策新		新規		
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	国民健康保険に関する事務は、国民健康保険法に基づき実施されるものであり、社会保障及	国民健康保険に関する事務は、国民健康保険法に基づき実施されるものであり、社会保障及		
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	1. 国民健康保険税システム 2. 国民健康保険システム	1. 国民健康保険税システム 2. 国民健康保険システム		
令和6年1月31日	5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項		
令和6年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険税システム 2. 国民健康保険システム 3. 国民健康保険給付システム 4. 収納消込/滞納管理システム 5. 国民健康保険市町村事務処理標準システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバ 8. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	1. 国民健康保険税システム 2. 国民健康保険システム 3. 国民健康保険給付システム 4. 収納消込/滞納管理システム 5. 国民健康保険市町村事務処理標準システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバ 8. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 (※標準化前、標準化後で変更なし)		
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 (オンライン資格確認) 番号法第9条第1項 別表44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項、第2項		
令和7年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためにはなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表70の項 (情報提供の根拠) 番号法 第19条第8号主務省令第2条の表2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項		
令和7年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 税務課 住民税係、厚生部住民課国保年金係 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711	総務部 税務課、厚生部 住民課 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711		
令和7年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部 税務課 住民税係、厚生部住民課国保年金係 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711	総務部 税務課、厚生部 住民課 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711		
令和7年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和7年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和7年9月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	項目なし	新規		
令和7年9月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	新規		